

夕張岳登山者の皆さまへ

夕張岳登山道に至る国有林林道の通行について

夕張岳登山道に至る国有林林道（鹿島林道、鹿島支線林道）については、平成25年に法面崩落および落石防止網の損傷が発生した後、平成26年春期における調査でも新たな法面崩落の可能性が確認されたため、6月21日から車両による通行禁止措置を実施してきたところです。

このたび、被災箇所（鹿島林道）の林道工事が完成したため、車両による通行禁止措置を解除するとともに、下記の日程で林道開放期間を設定することから、下記の留意事項を遵守のうえ、林道の安全通行のご協力をよろしく申し上げます。

記

鹿島林道、鹿島支線林道の開放期間 8月23日(土)～9月30日(火)まで（予定）

【 留 意 事 項 】

1. 国有林林道は、すべて事業専用道路であり、一般道路ではありません。
事業専用車以外の車両乗り入れは、原則、普通車とします（ワンボックスカーが限度）。
大型バス等は「通行不可」とします（事業専用の大型車両が交差できないため等）。
2. 国道452号線沿いの夕張岳案内標識から登山道入口までは約1.4kmあります。
林道は幅員が狭く、見通しが悪く、常に法面崩落や路肩崩壊の可能性があります。
安全確保を第一に、スピードをおさえ、事故防止に努めるよう願います。
なお、林道上の事故については、空知森林管理署では一切責任を負いません。
3. 鹿島林道、鹿島支線林道は、携帯電話の通信圏外です。
4. 現地において、森林管理署職員等から指示がある場合は、その指示に従ってください。
また、現地に看板標識が設置されている場合は、その内容を遵守してください。
5. 国有林野へ立ち入りする場合は、事前に、空知森林管理署に入林届の提出が必要です。
登山者は、入林ポスト内の「入林記録簿」に必要事項を記入してください。
また、事前に必ず、夕張警察署等に「登山計画書」を提出してください。
6. 林道開放期間中でも、予告なく通行止めの措置を行う場合があります。
7. 夕張岳は一体が天然記念物に指定されており、高山植物の採取は禁止されています。
希少種保護のため、登山道を逸脱する等の行為は絶対にしないでください。
マナーを守り、楽しい登山となるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【林道通行等における問合せ先】
空知森林管理署
TEL: 0126-22-1940
森林技術指導官又は総括森林整備官